

利用者資金の保全方法および無権限取引により発生した損失の補填等の対応方針

○利用者資金の保全方法

資金決済に関する法律第14条1項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託することにより資産保全することが義務付けられております。

資金決済に関する法律第31条1項の規定の趣旨

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済法第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次の通りです。

- ・発行保証金保全契約

発行保証金保全契約の相手方の称号

当社は次の金融機関等と発行保証金保全契約を締結しています。

- ・株式会社北國銀行

○無権取引により発生した損失の補填等の対応方針

〈三崎ストアー商品券について〉

当社は、三崎ストアー商品券の紛失、盗難、または滅失などにより、利用者に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。

〈Mカードについて〉

お客様が【Mカード】を第三者に取得され、お客様の医師に反して【Mカード】が利用又は処分等されたことにより、お客様に損失が発生した場合、当社は、【Mカード】の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、原則として、これを補償しません。

ただし、当社に申告した内容、当社が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した損失の全部または一部について補償を行いません。

- ・利用者の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失
- ・利用者等の家族、近親者、同居人、利用者等の委託を受けて身の回りの世話をする者等、利用者等の関係者または利用者等の許可に基づき対象端末等を利用する者が行った不正利用である場合

- ・当該申出の全部または一部が虚偽であるまたはその疑いがある場合
 - ・利用者等が不正利用に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力をしていた場合またはその疑いがある場合
 - ・利用者が保証の申出をした日から1年以内に再び保証の申出をした場合
 - ・戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた不正利用である場合
 - ・【Mカード】電子マネーサービス利用規約第11条(2)に定める期間内に【Mカード】の残高を第三者により利用され発生した損失
- 詳しくは、【Mカード】電子マネーサービス利用規約をご確認ください。

【Mカード】の利用者が当社に対して補償を求める場合には、下記「補償手続きの内容」に従った手続きを行うとともに、当社による調査に協力するものとします。

利用者が該当手続きを怠った場合には、利用者が生じた損失の全部または一部について、当社はその責任を負わないことがあります。

【Mカード】の利用者は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から30日以内に、当該損失が発生した事実を当社に通知するものとします。

また、その被害について、警察署に申告しなければならないものとします。

利用者は、前項に基づく当社への通知後速やかに、当社に対して、以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。

- ・損失額
- ・損失発生日
- ・損失発生の経緯
- ・その他当社が通知を求めた事項

【補償に関する相談窓口および連絡先】

相談窓口：三崎ストアー本部

連絡先：0762-258-0007

受付時間：10：00～17：00（土曜日・日曜日・祝日・年始を除く）

当社は、不正取引が発生した場合またはそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大(2次被害)を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協議のうえ必要な情報を公開いたします。